

## 特別支援教育推進のための制度の改善に関する要望書

平成19年4月1日の「学校教育法等の一部を改正する法律」の施行に伴い、特別支援学校には、地域の幼稚園・小・中・高等学校・中等教育学校への特別支援教育に関する助言・援助、保護者への相談・情報提供、医療・福祉等関係機関との連絡調整などのセンター的機能が求められています。

そこで、その中心となる専任の特別支援教育コーディネーターが必要となっています。

また、小・中学校においても、発達障害を含む障害のある児童生徒に対して、自立や社会参加を図るという視点に立った適切な支援が必要であり、各学校に特別支援教育コーディネーターを確保することがきわめて重要です。

そこで、特別支援教育の一層の充実のため、次の事項について国に対し要望します。

専任の特別支援教育コーディネーターを、地域のセンター的機能の充実を図るため、すべての特別支援学校に定数措置するとともに、小・中学校においても、発達障害を含む障害のある児童生徒に対する支援充実のため、順次、定数措置すること。

平成20年 月 日

内閣総理大臣 福田 康夫 様  
文部科学大臣 渡海紀三朗 様

八都県市首脳会議

座長 横浜市 長 中 田 宏  
埼玉県知事 上 田 清 司  
千葉県知事 堂 本 暁 子  
東京都知事 石 原 慎太郎  
神奈川県知事 松 沢 成 文  
川崎市 長 阿 部 孝 夫  
千葉市 長 鶴 岡 啓 一  
さいたま市長 相 川 宗 一